

重要なお知らせ

令和8年4月から、児童手当の支給日が変わります

令和8年2月までの支給日	令和8年4月からの支給日
偶数月の6日	偶数月の10日

* 支給日が金融機関の休業日に当たる場合は、前営業日となります。

* 公務員の方の支給は、勤務先により異なります。

<児童手当の内容>

児童手当は、家庭生活の安定や児童の健やかな成長に役立てていただくことを目的に支給しています。令和6年度に大幅な制度改正が行われており、その内容は以下のとおりです。

所得制限	ありません
支給対象	高校生年代までの児童を養育している方
手当月額	・ 3歳未満：15,000円 （第3子以降は30,000円） ・ 3歳以上高校生年代：10,000円 （第3子以降は30,000円）
第3子以降の算定対象	22歳到達後の最初の3月31日まで * 自立して生活を営んでいる場合は対象外
支給回数	年6回（偶数月）

詳しいことがお知りになりたい方は、保健福祉課福祉係までお尋ねください。

（保健福祉課 65-1170）